



埼玉県報

第 2 3 2 6 号
平成23年9月30日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則\(障害者自立支援課\)](#)
- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

訓令

- [埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令\(畜産安全課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

告示

- [統合サーバー運用管理機器等の賃貸借に関する入札公告\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県川口地方庁舎ほか13施設で使用する電気に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [埼玉県農林総合研究センターほか8施設で使用する電気に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第527号の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示\(農業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の設立届\(選挙管理委員会\)](#)

- [政治資金規正法による政治団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の解散届及び収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の指定届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の取消届\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1120号目次中訂正\(森づくり課\)](#)

規則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十四号

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「センターに入所している者」を「自立訓練施設を利用している者（以下「施設利用者」という。）」に改める。

第四条の見出しを「（利用の申込み）」に改め、同条中「精神障害者生活訓練施設（以下「生活訓練施設」という。）に入所しよう」を「自立訓練施設を利用しよう」に、「入所申込書」を「利用申込書」に改める。

第五条の見出しを「（利用の承認の通知等）」に改め、同条中「入所」を「利用」に改め、同条に次の一項を加える。

2 センター長は、前条の承認を受けた者が正当な理由がなく利用に係る手続をしないときは、当該承認を取り消すことができる。

第六条から第八条までを削る。

第九条の見出しを「（施設利用者の義務）」に改め、同条中「入所者は」を「施設利用者は」に、「入所者心得を守り」を「事項を遵守し」に改め、同条を第六条とする。

第十条中「入所者」を「施設利用者」に改め、同条を第七条とする。

第十一条の見出しを「（退去）」に改め、同条第一項中「入所者」を「施設利用者」に、「生活訓練施設を退所しよう」を「自立訓練施設を退去しよう」に改め、同条第二項中「入所者」を「施設利用者」に、「退所を」を「退去を」に改め、同項第三号中「第九条」を「第六条」に改め、同項第四号中「退所させる」を「退去させる」に改め、同条第三項中「退所しなければ」を「退去しなければ」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「様式第二号」を「別記様式」に改め、同条を第九条とし、第十三条を第十条とする。

様式第一号を削る。

様式第二号中「（第12条関係）」を「（第9条関係）」、「ひ」を「あて先」を「宛

中」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

規 則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十五号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十八年埼玉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あて先」を「宛先」及び「サ
」を「付表」

「サービスの種類」を「事業等の種類」に改め、同様式の備考3中「社団法人」を「公益社団法人」及び「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同様式の備考5中「今回申請をするもの」を「今回の指定の申請をするもの」に改め、「及び既に指定を受けているもの」を短く「同様の申請」を「事業の種類」を「事業等の種類」及び「事業所指定番号」を「事業所番号」に改め、同様式の表1中「重度訪問介護・行動援護事業所等」を「重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所」及び「重度訪問介護・行動援護」を「重度訪問介護・同行援護・行動援護」に改め、同様の備考5中「あわせて」を「併せて」に改め、同様式の表1-1中「重度訪問介護・行動援護事業所等」を「重度訪問介護・同行援護・行動援護事業」及び「重度訪問介護・行動援護」を「重度訪問介護・同行援護・行動援護」に改める。

様式第三号から第五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考4③中「第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項」を「第5条第6項、第7項、第14項、第15項及び第16項」に変更し、同表の備考5中「第5条第7項」を「第5条第8項」に変更する。

様式第四十八号中「あて先」を「宛先」にし、「第27条第1項」を「第31条第2項」に変更する。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第二十号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「学校職員」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）第一条又は第二条に規定する職員」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）に基づく負担法第一条又は第二条に規定する職員の子ども手当に関すること。

第八条第三号中「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）」を「負担法」に改める。

第二十条第五号中「負担法第一条」の下に「又は第二条」を加え、同条中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく負担法第一条又は第二条に規定する職員の子ども手当に係る事務に関すること。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十七号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公立高等学校入学者選抜（前期募集、帰国生徒特別選抜による募集及び外国人特別選抜による募集）の項試験等の欄中「前期募集」を「一般募集」に改め、同表埼玉県公立高等学校入学者選抜（後期募集）の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県

埼玉県病院事業

訓令第一号

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

本庁

地域機関

埼玉県病院局

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県警察本部

埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県病院事業管理者 名和肇

埼玉県教育委員会委員長 樋爪龍太郎

埼玉県警察本部長 横山雅之

埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉

埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程（平成十七年

埼玉県病

埼玉県教育

埼玉県警

県

院事業

訓令第一号）の一部を次のように改正する。

委員会

察本部

題名を次のように改める。

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程

第一条中「高病原性鳥インフルエンザが発生した」を「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病（次条において「特定家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある」に、

「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部」を「埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部」に改める。

第二条各号中「高病原性鳥インフルエンザ」を「特定家畜伝染病」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第七号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育事務所長の項専決事項の欄第六号中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」に改め、同欄第八号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同欄第十号中「第二十七条第二項」を「第三十一条」に改め、同欄第十一号中「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同欄第十二号中「第二十九条」を「第三十三条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

統合サーバー運用管理機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年3月1日(木)から平成26年11月30日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部システム管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム管理課システム運営担当 星野 電話048-830-2267(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年11月14日(月)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年11月11日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年11月14日(月)午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部システム管理課 平成23年11月14日(月)午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年10月17日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年10月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of devices for the Managerial support service relating to operational management of the servers for the Saitama Prefectural Government

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: Must be received by 5:00 p.m., November 11, 2011.

By the electronic bidding system and in person: Must be received by 10:30 a.m. November 14, 2011.

(3) Contact Information:

System Operation Group of the System Management Division, Planning and Finance Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2267

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年九月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とこネット
- 三 代表者の氏名
石橋 卓見
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市金山町十番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県所沢市及び近隣地域において、年配者や高齢者および個人商店等を対象に、パソコン・インターネット技術に関する分野で、教育普及活動、技術・情報の提供、訪問サービスの提供を行ない、世代間のIT格差をなくし、より多くの人がIT技術の恩恵を受けられるようにすることで、公益増進に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか13施設で使用する電気 予定使用電力量5,731,200
キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成23年12月1日(木)から平成24年11月30日(金)まで

(4) 需要場所

埼玉県川口地方庁舎ほか13施設

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規

定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 鈴木 電話048-830-2613(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成23年10月13日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎地下1階総務部会議室 平成23年11月11日(金)午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成23年11月10日(木)午後4時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成23年10月14日（金）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office including other 13 facilities of the premises of the Government Office (estimated kw/h: 5,731,200 kw/h).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., November 10, 2011

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第千百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県農林総合研究センターほか8施設で使用する電気 予定使用電力量
2,651,700キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成23年12月1日(木)から平成24年11月30日(金)まで

(4) 需要場所

埼玉県農林総合研究センターほか8施設

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る氏名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規

定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 鈴木 電話048-830-2613(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成23年10月13日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎地下1階総務部会議室 平成23年11月11日(金)午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成23年11月10日(木)午後4時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成23年10月14日（金）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Agriculture and Forestry Research Center of the Saitama Prefectural Government including other 8 facilities of the premises of the Government Office (estimated kw/h: 2,651,700 kw/h).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., November 10, 2011

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
かわぐち今村クリニック通所リハビリテーションセンター	川口市幸町1-5-17川口みちのくビル	医 療 法 人 久 幸 会	通所リハビリテーション	平成23年6月1日
かわぐち今村クリニック			介護予防通所リハビリテーション	平成23年6月1日
ぬくもり介護センター	熊谷市妻沼中央22-1	有 限 会 社 ぬ く も り	居 宅 介 護 支 援	平成23年9月1日
東大沢整形外科内科	越谷市大沢3219-19	医 療 法 人 社 団 埼 玉 光 明 会	訪問リハビリテーション	平成23年8月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成23年8月1日
さくらホームクリニック	加須市柏戸765-7	さくらホームクリニック	介護予防居宅療養管理指導	平成23年4月1日
デイサービス がじゅまるの木	越谷市大澤3-23-6	株式会社福祉保育グループ	介 護 予 防 通 所 介 護	平成23年8月1日
上野クリニック	東松山市松山町2-5-13	上 野 直 之	訪 問 看 護	平成23年7月1日
			居 宅 療 養 管 理 指 導	平成23年7月1日
デイサービスセンター ケアサポートみさと	三郷市戸ヶ崎3-153-4	ケ ア サ ポ ー ト 株 式 会 社	通 所 介 護	平成23年9月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成23年9月1日
朝 陽 の 縁	三郷市戸ヶ崎1-224-2	株式会社アサヒ・スタッフサービス	小規模多機能型居宅介護	平成23年4月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年4月1日
は や み 薬 局	三郷市早稲田6-27-33	株 式 会 社 フ ォ ー ラ ル	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成23年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年8月1日
居宅介護支援センターにしざわ	川口市安行原2364	株 式 会 社 プ ル メ リ ア	居 宅 介 護 支 援	平成23年8月1日
愛花デイサービス根岸	川口市安行領根岸2534-7	有 限 会 社 菅 野 基 礎 工 業	通 所 介 護	平成23年8月1日

			介護予防通所介護	平成23年8月1日
さわらびケア	久喜市桜田4-2-1-13-307	合同会社あきつ福祉事業	居宅介護支援	平成23年9月1日
あんしん介護ステーション	蕨市北町4-9-13	株式会社はっぴーらいふ	訪問介護	平成23年8月1日
			介護予防訪問介護	平成23年8月1日
結介護サービス上尾平塚	上尾市平塚2004-45	株式会社Yuiライフサポート	通所介護	平成23年9月1日
			介護予防通所介護	平成23年9月1日
さくらの里	鴻巣市大芦字新在家1800-1	アキヤ電気株式会社	訪問介護	平成23年4月1日
			介護予防訪問介護	平成23年4月1日
さくらの里	鴻巣市大芦字新在家1800-1	アキヤ電気株式会社	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
さくらの里	鴻巣市大芦字新在家1800-1	アキヤ電気株式会社	居宅介護支援	平成23年4月1日
居宅介護支援事業所 ひいらぎの里 溝沼	朝霞市溝沼7-8-22	有限会社埼玉ライフサポート	居宅介護支援	平成23年9月1日
デイサービス 百花はなまる	入間郡三芳町北永井891	特定非営利活動法人はなまる.Com	通所介護	平成23年9月1日
			介護予防通所介護	平成23年9月1日
所沢市立亀鶴園老人デイサービスセンター	所沢市松郷267-1	社会福祉法人 若狭会	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
訪問介護事業 団栗	飯能市飯能717	医療法人 財団 良心会	訪問介護	平成23年9月1日
トータルケアサービス いずな	狭山市下奥富737-1	ホープ建商 株式会社	通所介護	平成23年9月13日

			介護予防通所介護	平成23年9月13日
ヘルパーステーション 陽寄りの丘	児玉郡美里町白石1245	株式会社 陽寄りの丘	訪問介護	平成23年7月1日
			介護予防訪問介護	平成23年7月1日
小規模デイサービス安心のおせわ〜く広場 新座大和田	新座市大和田1-27-19-101	株式会社ランダルコーポレーション	通所介護	平成23年8月1日
			介護予防通所介護	平成23年8月1日
デイサービスもものや	新座市野火止3-8-7	株式会社 桃の屋	通所介護	平成23年6月1日
			介護予防通所介護	平成23年6月1日
居宅介護支援事業所 ケアサポート高根	日高市下鹿山529-63	株式会社 りょうあい	居宅介護支援	平成23年9月1日
ふるさとけあ お茶の間倶楽部	日高市鹿山389-1	特定非営利活動法人 友結会	通所介護	平成23年8月1日
			介護予防通所介護	平成23年8月1日
グループホーム 楽しい家	比企郡吉見町地頭方422	有限会社よしみの	認知症対応型共同生活介護	平成23年7月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年7月1日
ホームケア すまいる	蓮田市御前橋2-5-26 御前橋コーポB	株式会社ユア・サポート	訪問介護	平成23年9月5日
			介護予防訪問介護	平成23年9月5日
指定居宅介護支援事業所 ふくろうの杜	北足立郡伊奈町大針470-1ルミナ206	有限会社ケア・パートナー	居宅介護支援	平成23年8月1日
グループホーム フローラ幸手	幸手市東4-9-15	株式会社 関東メディカル・ケア	認知症対応型共同生活介護	平成23年9月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年9月1日
デイサービスセンターむさし	児玉郡美里町小茂田693	むさしサービス株式会社	通所介護	平成23年9月1日

			介護予防通所介護	平成23年9月1日
--	--	--	----------	-----------

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
サニーホーム高齢者ケアセンター	所在地	北 本 市 中 丸 9 - 7 3	北 本 市 中 丸 10 - 35 - 1	介護予防通所介護
				通 所 介 護
アサヒサンクリーン在宅介護センター川口	所在地	川 口 市 小 谷 場 1 2 1 5 - 4	川口市北園町 46-15 藤原ビル 105	訪 問 入 浴 介 護
				介護予防訪問入浴介護
	名 称	アサヒサンクリーン株式会社 埼玉営業所	アサヒサンクリーン在宅介護センター川口	訪 問 入 浴 介 護
				介護予防訪問入浴介護
あさがおホットステーション	所在地	所沢市東狭山ヶ丘 1-37-5 パレスフレンドリー105	所沢市泉町 1838-5 ハラシマビル 201	居 宅 介 護 支 援
				訪 問 介 護
				介護予防訪問介護
ケ ア サ ー ビ ス ゆ ず	所在地	入間郡毛呂山町中央 4-7-5 コーポカミハラ 105	入間郡毛呂山町南台 1-27-8	訪 問 介 護
				介護予防訪問介護

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
上 野 ク リ ニ ッ ク	東 松 山 市 松 山 町 2 - 5 - 1 3	訪 問 看 護	平 成 23 年 6 月 30 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 6 月 30 日
根 岸 台 薬 局	朝 霞 市 根 岸 台 7 - 2 - 2	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 7 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 7 月 31 日
居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー に し ざ わ	川 口 市 大 字 安 行 原 2 3 6 4	居 宅 介 護 支 援	平 成 23 年 7 月 31 日

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
ハ ッ ピ ー 薬 局	名 称	ハ ピ ー ド ラ ッ ク 薬 局	ハ ッ ピ ー 薬 局
医療法人社団愛友会 訪問看護ステーションゆーらっぷ	所 在 地	上尾市緑丘3-2-26 あげおグリーンハイツC103	上尾市中妻1-12-8 北上尾マンションA103

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所在地	廃止年月日
柿 沼 外 科 胃 腸 科	羽 生 市 南 4 - 7 - 2 6	平成 23 年 8 月 8 日
せんし堂薬局 一本松店	鶴ヶ島市下新田 6 - 1	平成 23 年 8 月 21 日
まえだクリニック	日高市武蔵台 1 - 2 3 - 1 6	平成 23 年 7 月 31 日
みよし台歯科医院	入間郡三芳町みよし台 6 - 2 4	平成 23 年 8 月 31 日
大 東 医 院	所 沢 市 緑 町 2 - 6 - 1 8	平成 23 年 8 月 1 日
根 岸 台 薬 局	朝 霞 市 根 岸 台 7 - 2 - 2	平成 23 年 7 月 31 日
み ど り 薬 局	深 谷 市 上 野 台 1 9 2 - 1	平成 23 年 7 月 31 日

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開設者	所在地	指定年月日
牛 山 医 院	牛 山 正 行	上 尾 市 上 野 2 3 0 - 1	平成 23 年 9 月 7 日
児 玉 ク リ ニ ッ ク	児 玉 容 治	三郷市三郷2 - 1 1 - 5 グリーンパーク三郷1階	平成 23 年 9 月 1 日
石 く ぼ 医 院	石 窪 力	北足立郡伊奈町学園2 - 1 8 7	平成 23 年 9 月 1 日
大 東 医 院	大 東 和 子	所 沢 市 緑 町 2 - 6 - 1 8	平成 23 年 9 月 1 日
ざ ま ク リ ニ ッ ク 所 沢	座 間 清	所沢市日吉町9 - 8 本橋第二ビル4階	平成 23 年 9 月 1 日
医療法人社団 朋百会 戸田本町クリニック	医 療 法 人 社 団 朋 百 会	戸 田 市 本 町 3 - 9 - 1 6	平成 23 年 9 月 1 日
柿 沼 ク リ ニ ッ ク	柿 沼 知 義	羽 生 市 南 4 - 7 - 2 6	平成 23 年 8 月 9 日
さとうメンタルクリニック	佐 藤 寛	川口市本町4 - 4 - 16 リビオアクシスプレイス4F401号	平成 23 年 9 月 1 日
よしだ耳鼻咽喉科	吉 田 正 弘	羽生市東5 - 1 7 - 2 7 ASUKAビル3階	平成 23 年 9 月 1 日
まえだクリニック	医療法人社団 まえだクリニック	日高市武蔵台1 - 2 3 - 1 6	平成 23 年 8 月 1 日
医療法人 寿世堂 中川眼科志木	医 療 法 人 寿 世 堂	志木市本町5 - 2 6 - 1 マルイファミリー志木7F	平成 23 年 7 月 1 日
くむら歯科クリニック	久 村 欽 弥	戸田市新曽1421 - 1 ブランシュ・ルA101	平成 23 年 9 月 13 日
野火止歯科医院	雨 海 稔	新 座 市 野 火 止 1 - 2 - 2 7	平成 23 年 8 月 1 日
さえぐさ歯科クリニック	三 枝 大 祐	富士見市東みずほ台1 - 9 - 2 9	平成 23 年 9 月 1 日
戸川からさわ歯科クリニック	唐 澤 英 誉	加 須 市 戸 川 1 1 4 0	平成 23 年 9 月 1 日
グ リ ー ン 歯 科 医 院	山 本 欣 司	幸 手 市 中 1 - 1 - 3 3	平成 23 年 9 月 1 日

武井歯科医院	武井 一幸	羽生市中央 2 - 7 - 2 3	平成 23 年 6 月 24 日
三上歯科医院	三上 隆一郎	所沢市旭町 2 2 - 1 8	平成 23 年 8 月 6 日
あかね歯科医院	工藤 裕之	比企郡滑川町月の輪 3 - 8 - 2	平成 23 年 7 月 1 日
志木宗岡歯科医院	長谷川 享也	志木市上宗岡 5 - 2 - 2 8	平成 23 年 9 月 1 日
市川歯科医院	市川 哲也	新座市東北 2 - 3 0 - 2 0 キャメルビル 4 階	平成 23 年 5 月 2 日
根岸台薬局	有限会社 ポートメディカル	朝霞市根岸台 6 - 8 - 3 5 根岸台クリニックビル 1 0 2	平成 23 年 8 月 1 日
あかり薬局	中島 守雄	上尾市上野 2 3 0 - 7	平成 23 年 9 月 1 日
みどり薬局	株式会社 三平	深谷市上野台 1 9 2 - 1	平成 23 年 8 月 1 日
くるみ薬局 2 号店	株式会社 パル・オネスト	新座市北野 3 - 1 8 - 1 4	平成 23 年 9 月 1 日
薬局アポック 伊奈店	株式会社 日本アポック	北足立郡伊奈町学園 2 - 1 8 7	平成 23 年 9 月 2 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
石川 昌司		石川接骨院	人間市鍵山 2 - 1 1 - 2	平成 23 年 8 月 25 日
鹿倉 孝太		しかくら整骨院	人間市豊岡 2 - 2 - 3	平成 23 年 9 月 1 日
岡田 直人		たから接骨院	三郷市早稲田 7 - 1 - 9	平成 23 年 8 月 8 日
小林 真悟		東村山西口整骨院	東村山市野口町 1 - 3 - 3	平成 23 年 9 月 1 日

今井 茂人		今井 整骨院	深谷市人見 4 9 6 - 1	平成 23 年 9 月 1 日
池上 安紀		西所沢鍼灸整骨院	所沢市山口 3 0 1 - 2	平成 23 年 9 月 1 日
小路 永友和		株式会社 東京在宅サービス	新宿区新宿 1 - 5 - 4	平成 23 年 9 月 1 日
村山 奈緒子		株式会社 東京在宅サービス	新宿区新宿 1 - 5 - 4	平成 23 年 6 月 21 日
中藤 小百合		あいえん 株式会社 まごころ治療院	さいたま市緑区三室 6 7 4 - 1 6	平成 23 年 9 月 1 日
村越 千恵美		ムラコシ治療院	狭山市広瀬台 1 - 1 1 - 1 2	平成 23 年 9 月 1 日
柿沼 光男		光マッサージ	比企郡嵐山町川島 2 3 1 1 - 1 4	平成 23 年 9 月 7 日
大澤 めぐみ		マドレーヌ鍼灸治療院	和光市丸山台 1 - 9 - 2 2 - 2 0 2	平成 23 年 8 月 1 日
原田 秀樹		原田治療院	東松山市元宿 1 - 2 1 - 8 トールビル花水木 1 0 2	平成 23 年 8 月 23 日

告示

埼玉県告示第千四百四十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

表に次のように加える。

自立訓練	一人一日につき	二八〇円
------	---------	------

告示

埼玉県告示第千四百四十六号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十三年九月九日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番一	平成二十六年九月八日
医療法人社団仁心会越谷ハートフルクリニック	埼玉県越谷市川柳町三丁目五十番地一	同右
医療法人社団豊栄会ほしあい眼科	埼玉県さいたま市緑区大字大門四千二百九十三番地	同右
医療法人社団東光会戸田中央産院	埼玉県戸田市上戸田二丁目二十六番三号	同右
医療法人山柳会塩味病院	埼玉県朝霞市溝沼二丁目四番一号	同右
坪田和光病院	埼玉県和光市白子二丁目十二番十五号	同右
医療法人誠壽会上福岡総合病院	埼玉県ふじみ野市福岡九百三十一番地	同右
医療法人社団大和会慶和病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目十二番地の八	同右
武蔵嵐山病院	埼玉県比企郡嵐山町大字太郎丸百三十五番地	同右
医療法人豊岡整形外科病院	埼玉県入間市豊岡一丁目八番三号	同右
社会医療法人壮幸会行田総合病院	埼玉県行田市持田三百七十六番地	同右
騎西クリニック病院	埼玉県加須市日出安千三百十三番地一	同右

医療法人社団日新会新井整形外科	埼玉県羽生市大字藤井上組千九番地	平成二十六年九月八日
医療法人土屋小児病院	埼玉県久喜市久喜中央一丁目六番七号	同右
社会医療法人ジャパンメデイカルアライアンス東埼玉総合病院	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目二番十一号	同右
医療法人社団優慈会佐々木病院	埼玉県深谷市西島町二丁目十六番地一号	同右
医療法人柏成会青木病院	埼玉県本庄市下野堂一丁目十三番二十七号	同右
医療法人桂水会岡病院	埼玉県本庄市北堀八百十番地	同右
医療法人社団誠弘会池袋病院	埼玉県川越市大字笠幡三千七百二十四番地六	同右
南古谷病院	埼玉県川越市大字久下戸百十番地	同右

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

平成二十三年台風十五号に係る暴風雨の災害を平成二十三年九月三十日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

平成二十二年埼玉県告示第千四百五十九号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十三年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である和光市長松本武洋から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

平成二十二年埼玉県告示第千二十号で公示した公共測量(街区三角点復旧 四点、街区多角点復旧 十七点)は、平成二十二年十二月三日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十号

平成二十三年埼玉県告示第二百五十三号で公示した公共測量（道路台帳図等補正測量作業その2 二級基準点 五点、三級基準点 一点、三級基準点改測 七点、四級基準点 四十八点、四級基準点改測 十点、街区点座標変換 0・一一ヘクタール）は、平成二十三年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十一号

平成二十二年埼玉県告示第千九号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

平成二十二年埼玉県告示第千三百十八号で公示した公共測量（一級水準測量）は、平成二十三年五月二十三日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量）

二 作業期間

平成二十三年六月一日から平成二十四年二月二十九日まで

三 作業地域

川口市、秩父市、羽生市、北本市、比企郡ときがわ町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、北葛飾郡杉戸町

告 示

埼玉県告示第千五百五十四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（基盤地図情報整備）

二 作業期間

平成二十三年九月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

北葛飾郡杉戸町

告 示

埼玉県告示第千五百五十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（基盤地図情報整備）

二 作業期間

平成二十三年十月十二日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

さいたま市

告 示

埼玉県告示第千五百五十六号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（土地条件調査）

二 作業期間

平成二十三年九月十二日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

さいたま市、川越市、川口市、加須市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、鳩ヶ谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、川島町、吉見町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

路線名	上中森鴻巣線
区 間	行田市富士見町二丁目 三六番地先
供用開始の期日	平成二十三年九月三十日
備 考	平成二十三年八月二十六日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告 示第三十二号で告示した区域の 供用開始である。 延長二七一・四四メートル (独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路)

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

路線名	上中森鴻巣線
区 間	行田市大字堤根字中通 六四七番地先から 行田市大字堤根字代官 田通八八六番三地先まで
供用開始の期日	平成二十三年九月三十日
備 考	平成二十三年七月一日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 二十七号で告示した区域の供用 開始である。 延長四八六・四〇メートル （独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路）

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月十九日

指令川建セ第二三 三八号

二 検査済証番号

平成二十三年九月二十二日

川建セ第二三 四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字大谷字中橋一三五 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父市上吉田一四三九番地二

寺嶋 和也

告 示

埼玉県選管告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
朝霞を元気にする会	丸山 明美	丸山 英三	朝霞市溝沼5-15-17-502	平成23年8月30日
生きていく、よしかわ	加藤 克明	加藤 健一	吉川市栄町1443-2	平成23年8月15日
井上けんじ後援会	福田 建二	山下 浩行	入間郡毛呂山町西戸771-1	平成23年8月8日
江森せいいち後援会	白子 敏夫	田口 和枝	桶川市上日出谷919-3	平成23年8月18日
遠藤みつひろ後援会	遠藤 光博	遠藤 喜美代	朝霞市幸町2-2-27	平成23年8月31日
おおさわ初男後援会	志村 武	千野 純英	坂戸市小沼155-3	平成23年8月12日
小川健一後援会	小川 伊七	小林 あや子	北葛飾郡杉戸町杉戸449-2	平成23年8月18日
久保けんじ後援会	工藤 民雄	宇山 康男	入間郡三芳町北永井852	平成23年8月15日
国柱社	若林 良二	下田 清	狭山市笹井2992-1	平成23年8月9日
小林もりとし後援会	小林 守利	小林 美仁	上尾市井戸木4-16-3	平成23年8月22日
こままきよう子後援会	駒牧 容子	駒牧 祐司	朝霞市三原5-1-43-2	平成23年8月26日
斉藤哲雄後援会	齋藤 ユリ子	齋藤 伸哉	上尾市二ツ宮999	平成23年8月25日
関根ともみと歩む会	関根 知実	須田 賢	新座市野火止8-21-2-603	平成23年8月31日
たきざき明彦後援会	金井 茂夫	滝崎 明彦	朝霞市三原1-16-10-206	平成23年8月23日
所沢を明るくする会	並木 正芳	和田 毅	所沢市上安松62	平成23年8月31日
新島みつあき後援会	福本 憲生	新島 俊雄	桶川市下日出谷684-43	平成23年8月11日

船津由徳後援会	船津 徳英	船津 由美子	鳩ヶ谷市里1180	平成23年8月31日
マイモデルタウンヨシカワ	加藤 克明	加藤 健一	吉川市栄町1443-2	平成23年8月15日
前原博孝後援会	前原 博孝	前原 浩代	川口市江戸2-4-16	平成23年8月9日
森一人後援会	安藤 淳之介	吉野 栄一	比企郡嵐山町菅谷487-8	平成23年8月1日
躍進する上尾の会	新井 英雄	進藤 久美子	上尾市小泉415-2	平成23年8月11日
山口ひろし後援会	鈴木 悟	山口 要	蓮田市関山3-12-10	平成23年8月30日
吉田光雄後援会	高橋 佐太郎	吉田 栄子	川越市南通町16-5	平成23年8月3日
吉場道雄後援会	千野 雅之	吉場 久代	比企郡嵐山町古里1375	平成23年8月25日

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
きたずみよしゆき政策研究会	北角 嘉幸	北角 祐香	春日部市備後西3-11-34	衆議院議員	平成23年8月24日

(ウ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
きたずみよしゆき政策研究会	北角 嘉幸	北角 祐香	春日部市備後西3-11-34	北角 嘉幸	衆議院議員	平成23年8月24日

告 示

埼玉県選管告示第三百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

(平成23年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県連坂戸支部	代表者	小久保 明男	鹿川 文夫	平成23年8月30日
	主たる事務所の所在地	坂戸市仲町12-10	坂戸市元町7-11	同上
自由民主党草加支部	主たる事務所の所在地	草加市氷川町845	草加市高砂1-7-13 ヤマトヤビル3F	平成23年8月2日
	会計責任者	鈴木 由喜男	小西 昭平	平成23年8月31日
みんなの党埼玉県議会第1支部	主たる事務所の所在地	越谷市千間台西1-10-2-201	越谷市千間台西2-17-1-304	平成23年8月12日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
石井幸子を育てる会	名称	石井幸子を育てる会	いしい幸子後援会	平成23年8月4日
石田勝之後援会	会計責任者	田中 康	玉井 恵章	平成23年8月22日
ヴァンベール(緑の風)後援会	代表者	大場 絵美	久保 直子	平成23年8月17日
	主たる事務所の所在地	狭山市東三ツ木2-6	狭山市新狭山2-7-1-106	同上
確実な街づくりの継続を望む市民の会	名称	確実な街づくりの継続を望む市民の会	新たな県内広域合併を目指す市民の会	平成23年8月17日
久喜地方薬剤師連盟	代表者	根本 昌子	宮内 浩	平成23年8月18日
	主たる事務所の所在地	久喜市菖蒲町菖蒲5013-539	久喜市久喜中央1-2-18	同上
子どもにツケをまわさない杉戸	名称	子どもにツケをまわさない杉戸	しがらみのない町長をつくる会	平成23年8月4日

こみねあきお後援会	代表者	岩澤 豊治	野井 篤	平成 23 年 8 月 17 日
市民ネットワーク鶴ヶ島	主たる事務所の所在地	鶴ヶ島市富士見 2 - 1 2 - 1 5 横山プラザ 1 F 生活クラブ生協 くらぶメゾン鶴ヶ島内	鶴ヶ島市富士見 2 - 7 - 9	平成 23 年 8 月 2 日
市民ネットワーク所沢	主たる事務所の所在地	所沢市小手指町 4 - 1 7 - 4 8 光ビル 1 F	所沢市小手指町 1 - 1 6 - 1 0 ロイヤルコーポ 2 0 1	平成 23 年 8 月 9 日
新世代政経懇話会	会計責任者	田中 康	玉井 恵章	平成 23 年 8 月 22 日
秩父都市農協政治連盟	代表者	宮澤 勝男	中嶋 政晴	平成 23 年 8 月 17 日
	会計責任者	滝沢 祥雄	小笹 昭二	同上
戸田をよくする会	会計責任者	富岡 節子	加藤 幸子	平成 23 年 8 月 30 日
西田米蔵後援会	代表者	進藤 秋太郎	庭山 文男	平成 23 年 8 月 11 日
	会計責任者	藤本 初江	田中 照雄	同上
前田亜希後援会	会計責任者	及川 修	濱田 真澄	平成 23 年 8 月 5 日
	主たる事務所の所在地	川口市前川町 3 - 3 5 6 ビュープラザサイトウ 2 0 1	川口市西立野 1 1 1 1 - 3 テラスサラ A 2 0 1	同上

告 示

埼玉県選管告示第三百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成23年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
青木会	平成23年 7月30日	平成23年 7月30日
今村とよ子後援会	平成23年 4月30日	平成23年 8月 8日
かすが順助後援会	平成23年 7月31日	平成23年 8月 1日
新農政研究会	平成23年 8月31日	平成23年 8月31日
政治結社靖心會	平成23年 7月30日	平成23年 8月 9日
青和会	平成23年 7月30日	平成23年 7月30日

別記2（平成23年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
井上健次後援会	平成23年 8月 7日	平成23年 8月 8日
小林もりとし後援会	平成23年 8月22日	平成23年 8月22日
前原博孝後援会	平成23年 8月 9日	平成23年 8月 9日
山口博史後援会	平成23年 5月31日	平成23年 8月30日
吉場道雄後援会	平成23年 8月25日	平成23年 8月25日

別記3

政治団体の名称 青木会

資金管理団体の届出をした者の氏名 青木 利雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類 加須市議会議員

報告年月日 平成23年2月15日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	14,789円
ア 前年繰越額	14,636円
イ 本年收入額	153円
(2) 支出総額	0円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	153円
合 計	153円

報告年月日 平成23年8月10日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	14,796円
ア 前年繰越額	14,789円
イ 本年收入額	7円
(2) 支出総額	14,796円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	7円
合 計	7円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	14,700円
(イ) 寄附・交付金	96円
合 計	14,796円

政治団体の名称 今村とよ子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 今村 都代子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 さいたま市議会議員

報告年月日 平成23年3月7日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	24,171円
ア 前年繰越額	9,975円
イ 本年收入額	14,196円
(2) 支出総額	24,171円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 政治団体からの寄附	14,175円
イ その他の収入	
10万円未満の収入	21円
合 計	14,196円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
その他の寄附	14,175円		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費			
(ア) 備品・消耗品費	24,171円		
合 計	24,171円		

報告年月日 平成23年8月8日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称	かすが順助後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	春日 順助	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	越生町議会議員	
報告年月日	平成23年1月4日	
	(平成22年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	60,825 円	
ア 前年繰越額	60,807 円	
イ 本年收入額	18 円	
(2) 支出総額	43,775 円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア その他の収入		
10万円未満の収入	18 円	
合 計	18 円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		
(ア) 備品・消耗品費	15,470 円	
(イ) 事務所費	1,390 円	
イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費	17,911 円	
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		
a 宣伝事業費	9,004 円	
合 計	43,775 円	
報告年月日	平成23年8月1日	
	(平成23年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	17,051 円	
ア 前年繰越額	17,050 円	
イ 本年收入額	1 円	
(2) 支出総額	17,051 円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア その他の収入		

	10万円未満の収入	1 円
合 計		1 円
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		
(ア) 備品・消耗品費	1,760 円	
(イ) 事務所費	160 円	
イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費	15,131 円	
合 計	17,051 円	
政治団体の名称	新農政研究会	
報告年月日	平成23年8月31日	
	(平成22年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	294,978 円	
ア 前年繰越額	242,915 円	
イ 本年收入額	52,063 円	
(2) 支出総額	137,150 円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 寄 附		
(ア) 寄 附		
a 個人からの寄附	52,000 円	
イ その他の収入		
10万円未満の収入	63 円	
合 計	52,063 円	
[寄附の内訳]		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名) (金額) (住所)		
その他の寄附	52,000 円	
(2) 支出の内訳		
ア 政治活動費		
(ア) 組織活動費	91,650 円	
(イ) その他の経費	45,500 円	

合 計	137,150 円
(平成 23 年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	157,849 円
ア 前年繰越額	157,828 円
イ 本年収入額	21 円
(2) 支出総額	157,849 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	21 円
合 計	21 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	157,849 円
合 計	157,849 円

政治団体の名称 **政治結社靖心會**

報告年月日 平成 23 年 8 月 9 日

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
(平成 23 年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称 **青和会**

報告年月日 平成 23 年 2 月 15 日

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

報告年月日 平成 23 年 8 月 8 日

(平成 23 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称 **井上健次後援会**

報告年月日 平成 23 年 8 月 8 日

(平成 18 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

(平成 19 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

(平成 20 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **小林もりとし後援会**

報告年月日 平成23年8月22日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **前原博孝後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 前原 博孝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 川口市議会議員

報告年月日 平成23年8月9日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **山口博史後援会**

報告年月日 平成23年8月30日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **吉場道雄後援会**

報告年月日 平成23年8月25日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

告 示

埼玉県選管告示第百三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠藤 光博	朝霞市議会議員	遠藤みつひろ後援会	朝霞市幸町2-2-27	平成23年8月31日
北角 嘉幸	衆議院小選挙区選出議員	きたずみよしゆき政策研究会	春日部市備後西3-11-34	平成23年8月24日
駒牧 容子	朝霞市議会議員	こままきよう子後援会	朝霞市三原5-1-43-2	平成23年8月26日
前原 博孝	川口市議会議員	前原博孝後援会	川口市江戸2-4-16	平成23年8月9日

告 示

埼玉県選管告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成二十三年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
白根 大輔	埼玉県議会議員	しらね大輔後援会	公職の種類	埼玉県議会議員	川口市議会議員	平成23年 8月17日
山本 正乃	埼玉県議会議員	山本正乃と歩む会	公職の種類	埼玉県議会議員	越谷市議会議員	平成23年 8月 1日

告 示

埼玉県選管告示第四百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
青木 利雄	加須市議会議員	青木会	平成23年7月30日	平成23年7月30日
今村 都代子	さいたま市議会議員	今村とよ子後援会	平成23年4月30日	平成23年8月8日
春日 順助	越生町議会議員	かすが順助後援会	平成23年7月31日	平成23年8月1日
前原 博孝	川口市議会議員	前原博孝後援会	平成23年8月9日	平成23年8月9日

正 誤

埼玉県告示第千二百二十号（平成二十三年九月二十六日第二千三百二十四号）目次
中訂正

誤

保安林の指定の解除（森づくり課）

正

保安林の指定の解除予定（森づくり課）